

第 1 問

解答

---

問 1	<input type="text" value="1"/>	③
問 2	<input type="text" value="2"/>	⑤
問 3	<input type="text" value="3"/>	④
問 4	<input type="text" value="4"/>	①
問 5	<input type="text" value="5"/>	①
問 6	<input type="text" value="6"/>	②

## 解説

年表挿入問題, 年代整序問題, 2つの文の正誤を判断する問題, 空欄補充問題, 2文と単語を組み合わせる問題, 正誤を組み合わせる問題, がそれぞれ1問ずつ出題された。これまで出題例のなかった年代順に並んだ表を用いて時期を判断する問題が出題されたが, 奈良時代の政治史に関する知識をしっかり持っていれば, 正答を導くのに苦戦することはなかったと思われる。問 3 の史料読解では, 教科書の表現とは異なる知識を史料から得られた情報で判断する必要があったため, やや苦戦したのではないと思われる。

## 問 1

正解は③。

「光明皇太后と結びついて権力を握り太政大臣に相当する地位に就いた人物による兵乱」の「人物」とは藤原仲麻呂。藤原仲麻呂(恵美押勝)は「太政大臣に相当」する大帥に就いていた。したがって, 「この兵乱」とは 764 年の恵美押勝の乱であるため, 藤原仲麻呂(恵美押勝)によって 757 年に「養老律令が施行された」→道鏡が台頭し, 光明皇太后が死去して孤立した藤原仲麻呂が恵美押勝の乱を起こした→766 年に「道鏡が法王に任じられた」といった時系列を想起し, 正答を導くべきだった(したがって解答は「③ c」)。

## 問 2

正解は⑤。

Ⅲ 「倭寇の活動が活発化したため, 朝鮮が倭寇の本拠地と考えた対馬を襲撃」したのは, 15 世紀。「襲撃」した事件とは, 1419 年の応永の外寇。

I 「交易を目的として朝鮮の三浦に居住していた日本人らが, 特権の縮小に反発して暴動を起こした」のは, 16 世紀初頭。1510 年の三浦の乱について述べた文である。

Ⅱ 「全国を統一した」豊臣秀吉が, 「九州に本陣を置いて朝鮮半島に出兵した」のは, 16 世紀後半。1590 年代の朝鮮侵略について述べた文である。

## 問 3

正解は④。

X 誤文。史料 1 の1行目からは, 近江の石寺新市が楽市であることが読みとれる。「注 3」では「美濃国と近江国。ここでは近江国の石寺新市は含まれない」とされており, 「美濃国と近江国(石寺新市を除く)」では「座」に属する商人以外(「座人の外<sup>ほか</sup>」)の者が「商売」する場合は, 「荷物押さえ置き注進致すべし」とされていたため, 「座の特権を強要しようとする商人の荷物は没収されることになっていた」は誤

り(「没収」の対象は「座の特権を強要しようとする商人の荷物」ではなく、座に属する商人以外の者で商売しようとする者の荷物である)。

Y 誤文。史料 2 では「大滝神郷紙座」は、「前々の如く諸役あるべからず」とされていた。ここからは、「それまでと同様に」諸役あるべからず」といった措置がとられていると判断できるため、「税免除の特権を撤廃」は誤り。

## 問 4

正解は①。

ア 「16 世紀後半にアなどを通じてもたらされ」の、アに入るのはイエズス会の宣教師。ヴァリニャーニが活字印刷術をもたらした。

オランダ人・イギリス人の来日の契機となったのは、1600 年のリーフデ号の漂着であるため、「オランダ東インド会社の社員」が来日するようになったのは、17 世紀以降。

イ 『吾妻鏡』は、「鎌倉幕府の成立から中期までの時期を扱った史書」である。

「鎌倉幕府の滅亡とその後の内乱を題材とした軍記物」は、『太平記』を想定した説明文と考えられる。

## 問 5

正解は①。

X 「江戸に蘭学塾の芝蘭堂を開いて門弟を育成し、蘭学の入門書である『蘭学階梯』を著した」のは、大槻玄沢(→a)。

b 緒方洪庵は、大坂に適々齋塾(適塾)を開いた。

Y 「江戸町人の風俗や恋愛を描いた人情本で人気を博したが、天保の改革で処罰を受けた」のは、為永春水(→c)。

d 滝沢(曲亭)馬琴は、代表的な読本として知られる『南総里見八犬伝』などの著者。

## 問 6

正解は②。

a 正文。「近年、活版印刷器械の便開け、著書はなはだ盛んなるがごときも、実は士族糊口のみにするに過ぎず」(注:生活のための手段)とされていたため、「活版印刷技術の発達にともない出版がさかんになり、士族も出版活動に関わっていた」は正しい。

b 誤文。「(中略)修史の材料となるべき書に印本はなはだ少なし。ただ『群書類従』ありて大いにその力を得たり」とされていたため、「『群書類従』のほかにも歴史書編纂の参考とすべき良書が広まっていた」は誤り。

c 誤文。「円本や文庫本などが出版されるようになり、大衆文化が形成された」のは、大正末期～昭和初期。

d 正文。「明治時代には、日刊新聞(日刊紙)や雑誌の創刊が相次ぎ、民間の言論活動が活発化した」は正しい。『横浜毎日新聞』(最初の日刊紙)や『明六雑誌』などが創刊されたこと、自由民権運動が高揚したことなどを想起して正文だと判断するべきだった。

## 第 2 問

### 解答

---

- |     |                                 |   |
|-----|---------------------------------|---|
| 問 1 | <input type="text" value="7"/>  | ① |
| 問 2 | <input type="text" value="8"/>  | ① |
| 問 3 | <input type="text" value="9"/>  | ② |
| 問 4 | <input type="text" value="10"/> | ③ |
| 問 5 | <input type="text" value="11"/> | ⑥ |

## 解説

正誤を組み合わせる問題が2問、4つの文から誤文を1つ選ぶ問題、2つの文の正誤を判断する問題、年代整序問題、がそれぞれ1問ずつ出題された。特筆点として、表の空欄にあてはめる形での8択の問題が出題されたことがあげられる。なお、この選択問題の空欄では、文章の選択が求められており、用語の正しい理解や時代背景などを正確に理解しておく必要があった。

## 問 1

正解は①。

「一方が甕で、もう一方は甑である」という前提を把握したうえで設問に取り組むべきだった。弥生時代になると、貯蔵用の壺・煮炊き用の甕・盛付け用の高杯(坏)・蒸し器用の甑など、用途に応じて多様な土器が使用されはじめた。

X 正文。写真 2 の土器は、食品を煮るために用いられた甕。写真 2 の「※」には「下部に火を受けた痕跡であるすすが付着している」とされていたため、「煮るため」の土器だと判断するべきだった。

Y 正文。写真 3 の土器は、食品を蒸すために用いられた甑。写真 3 の「※」には「底部に通気のために穴が開けられている」とされていたため、「蒸すため」の土器だと判断するべきだった。

## 問 2

正解は①。

a 正文。「養老令」の条文から引用した史料 1 では「塩は三斗」とされており、表 1 でもすべての「負担者」「国」からの塩の納入量が「3斗」とされていたため、「令に規定された量で実際に納入されていた」は正しい。

b 誤文。「口分田の支給対象である男女が負担していた」は誤り。口分田の支給対象は「男女」であるが、調や庸が男性のみに賦課されたことは、教科書で確認しておくべき基本的な情報である。

c 正文。表 1 の「若狭国」「尾張国」「紀伊国」「淡路国」「備前国」は、いずれも「海に面した国」である。

d 誤文。「尾張国」は現在の愛知県にあたるため、「都より東側の国からは納入されなかった」は誤り。

## 問 3

正解は②。

I 「高松塚古墳の壁画に、唐や高句麗の影響を受けた服装を身につけた女性が描かれた」のは、白鳳文化期。

III 「唐風の服装を身につけた女性が描かれた鳥毛立女屏風が作られた」のは、天平文化期。

II 「寝殿造の邸宅に住んだ貴族の女性」が、「裳を長くひく女房装束を着用した」のは、国風文化期。

## 問 4

正解は③。

③ 会話文では『延喜式』の規定……出雲国以外は当番の年には 11 月までに蘇を納めなさい、という規定、史料 2 では注に「永延2(988)年正月」、史料本文に「蘇なし。これ、西海道いまだ献ぜざるによるなり」とされていたため、『延喜式』に規定された蘇の貢納期限が守られていた」は誤り。

① 写真 4 では「近江国」の文字が確認できる。会話文では「畿内・志摩国・飛驒国・陸奥国・出羽国・佐渡国・隠岐国は蘇の納入が規定されていなかった」とされていた(それ以外の国にあたる近江国は蘇の納入が規定されていたと判断できる)。そのため、「写真 4 にみえる蘇の納入元は、『延喜式』の規定と合致する」は正しい。

② 会話文では『延喜式』の規定……九州の国や島は大宰府を通じて納めていた、史料 2 では「西海道いまだ献ぜざる」(西海道は九州地方)とされていたため、「史料 2 にみえる蘇の納入が予定されていた地域は、『延喜式』の規定と合致する」は正しい。

④ 『小右記』という貴族の日記(会話文、『小右記』は藤原実資の日記)から引用した史料の注では「内より:天皇のもとより。大饗に際して甘栗と蘇が下賜されることになっていた」とされていたため、「蘇の授受を通じた天皇と貴族の結びつきが読み取れる」は正しい。

## 問 5

正解は⑥。

ア 「平城京跡出土木簡」の「資料の性格・内容」は、「1 点ごとに含まれている情報の量は少ないが、意図的に内容が改変されていることは少ない」。一方、『日本書紀』から『日本三代実録』にいたる六国史などの正史は、「1 点ごとに政治事件に関する豊富な情報を含むが、国家の主観などを反映して情報が改変されている可能性がある」。

イ 『日本三代実録』の「食物に関連する内容の例」としてあげられるのは、「平安宮の施設に放火したとして伴善男が処罰された際、所有していた水田のほか、製塩のための場や設備も没収されたことが記される」。

受領の貪欲さを象徴する、「藤原陳忠」が「受領は倒れるところに土をもつかめ」と放言したとされる史料の出典は『今昔物語集』。

ウ 『枕草子』の「資料の性格・内容」の「ウ による中国の文物・知識の流入を背景とした内容も多い」のウ に入るのは、「唐・宋などの商人の来航」。

10 世紀初頭に唐が滅亡し、10 世紀後半に宋(北宋)が中国を再統一したが、日宋間に国交は開かれなかったため、「宋との朝貢関係」は成立しなかった。

### 第 3 問

#### 解答

---

- |     |                                 |   |
|-----|---------------------------------|---|
| 問 1 | <input type="text" value="12"/> | ② |
| 問 2 | <input type="text" value="13"/> | ③ |
| 問 3 | <input type="text" value="14"/> | ① |
| 問 4 | <input type="text" value="15"/> | ④ |
| 問 5 | <input type="text" value="16"/> | ④ |

## 解説

年代整序問題、正誤を組み合わせる問題、2文と単語を組み合わせる問題、2文と史料を組み合わせる問題、4つの文から正文を1つ選ぶ問題、がそれぞれ1問ずつ出題された。史料が5つ引用されたが、そのうち4つは教科書や史料集で確認できるものだったため、目を通した経験があった受験生は有利だったと思われる。

## 問 1

正解は②。

I 「北面の武士に加えて新たに西面の武士を設置するなど、軍事力を増強させた朝廷」が、「幕府との戦いに踏み切った」のは、鎌倉時代前半。「戦い」は1221年の承久の乱。

III 朝廷が、「荘園領主などに武力で抵抗し悪党と呼ばれた新興武士の取り締まりを、幕府に要請した」のは、鎌倉時代後半。鎌倉時代後半には多くの中小御家人が没落するなかで、農業生産力の向上や商品流通の発展にともなう経済変動の波に乗って、勢力を拡大した武士が出現した。これらの新興武士は悪党と呼ばれ、広域的な結合組織をもって荘園領主の支配に抵抗した。悪党の活動は、鎌倉幕府が滅亡する要因にもなった。

II 「それまで朝廷が保持していた京都の市政権や諸国に段銭を課す権限などが、幕府の管轄下に置かれた」のは、室町時代前半。

14 世紀後半から 15 世紀初頭にかけての3代将軍足利義満の時代(在職は 1368~1394)には、京都の公家や寺社と積極的に関わりを持つなかで、それらの勢力が有していた権限が幕府に吸収されていった。たとえば、京都の市政権や段銭の徴収権など、それまで朝廷が保持していた権限は、義満の時代に幕府の管轄下に置かれるようになった。

## 問 2

正解は③。

下線部では「1297年の永仁の徳政令については、御家人以外の人たちも適用を求めたことがあった」、設問文では「永仁の徳政令(史料 1)と、1345年に山城国下久世荘の名主・百姓が永仁の徳政令の適用を荘園領主の東寺に求めた申状(史料 2)」とされていた。

a 誤文。b 正文。史料 1 の永仁の徳政令の史料本文では「本条を守り」、注では「ここでは御成敗式目第 8 条のこと」とされていた。御成敗式目は最初の武家法で、教科書でも確認できるように、それは「幕府の勢力範囲を対象」としており、永仁の徳政令は御家人の救済を目的として出されたものだった(bの「本主が御家人であれば、年限を問わず、非御家人や庶民が買い取った土地を取り戻すことができると規定したものである」は正しく、aの「本主が誰であっても」は誤り)。

c 正文。d 誤文。史料 2 では、「山城国下久世荘の名主・百姓」が永仁の徳政令の「非御家人ならびに凡下の輩の質券売買の地においては、年紀の遠近を謂わず、売主これを取り返すべし」の条文を根拠に、「売却地」を「われわれが取り戻した」ことを正当だとし、「かつての買主の子孫と称する者」が「売却地の返還を求める訴訟」を起こしたことを不当（「とんでもない言いがかり」）だと訴えていることが読みとれる。しかし、永仁の徳政令は、御家人が「本主」であることを前提とした法令であるため、「山城国下久世荘の名主・百姓」が売却地を取り戻したことは、「史料 1 の規定を読み換え」（→c）たものであり、「史料 1 の規定に基づき」訴えたものではない。教科書で確認できるように、御成敗式目の適用対象は本来、鎌倉幕府の勢力範囲のみだったが、「武家法の影響は広がって」いった。

## 問 3

正解は①。

X 「南朝の立場から皇位継承の正統性を説いた『神皇正統記』を著した」のは、北畠親房（→a）。

b 一条兼良は、東山文化の頃を中心に活躍した公卿で、摂政・太政大臣・関白を歴任し、『樵談治要』を、9代将軍足利義尚に贈った。

Y 「連歌の規則書として『応安新式』を制定し、『菟玖波集』を編集した」のは、二条良基（→c）。

d 宗祇は、東山文化期に『新撰菟玖波集』を編集し、連歌の芸術性を高めて正風連歌を確立した。肖柏・宗長との連歌の作品『水無瀬三吟百韻』でも知られている。

## 問 4

正解は④。

X 「家臣が領国外の武士と結びつくことを警戒した」戦国大名が制定した分国法は、史料 4。「戦国大名」は今川氏。史料 4 は『今川仮名目録』の一部で、私婚の禁止を規定した条文。「わたくしとして他国より嫁をとり、あるいは婿にとり」から、「領国外の武士と結びつくことを警戒した」条文だと判断できる。

Y 「家臣同士が自らの武力で争うことを禁止した」戦国大名が制定した分国法は、史料 5。「戦国大名」は武田氏。史料 5 は『甲州法度之次第』の一部で、喧嘩両成敗を規定した条文。「喧嘩……成敗」から、「自らの武力で争うことを禁止した」条文だと判断できる。

## 問 5

正解は④。

④ 「実力を行使して問題を解決しようとする事例」として正しいのは、「ある村の住人たちは、他村との用水争いの問題を解決するために、その村の用水の取り入れ口を破壊し、自分たちの耕地に優先的に用水を引こうとした」である。会話文の「中世の……百姓たちは、自らの利益を守るために様々な活動をした」がヒントになったと思われる。

他人に侵害された権利や名誉を、司法の力に頼らず、権利者が私的実力によって回復する行為を、自力救済という。自力救済は、中世において広く認められた観念だった。敵討ち・仇(あだ)討ちや報復のための戦闘が日常だった中世では、合戦の敗者やその一族は殺害されることが多かった。

自力救済のための実力行使は、集団間の私戦へと発展することが多かった。中世後期に各地で成立した惣村では、用水などを背景とする村落間相論が発生し、権利や生命はみずからの力で守るべきとする自力救済の観念のもとで、「やられたら、やられた分だけやり返す」という報復の連鎖が生じた。

① 「一族からの所領の流出問題を解決するために、娘に譲った所領を一期分」にしようとする御家人の動きは、「実力を行使して問題を解決しようとする事例」にあてはまらない。

② 「荘園領主」が、「地頭による荘園侵略問題を解決するために、下地中分の裁定」を幕府に求めようとするといった動きは、平和的な解決といってよいものであり、「実力を行使して問題を解決しようとする事例」にあてはまらない。

③ 争いの常態化に直面した為政者は、個人・集団の自力救済権を自己の司法権に吸収する必要に迫られた。豊臣秀吉は全国統一の過程で惣無事の姿勢を鮮明にし、一部の戦国大名に受け入れられた。1587年の島津氏を征討した九州平定や、1590年の後北条氏を対象にした小田原攻めは、こうした姿勢に背いたという口実で実行された。

第 4 問

解答

- 
- |     |    |   |
|-----|----|---|
| 問 1 | 17 | ② |
| 問 2 | 18 | ⑤ |
| 問 3 | 19 | ③ |
| 問 4 | 20 | ④ |
| 問 5 | 21 | ③ |

## 解説

正誤を組み合わせる問題、空欄補充問題、4つの文から正文を1つ選ぶ問題、2つの文の正誤を判断する問題、年代整序問題、がそれぞれ1問ずつ出題された。歴史総合を意識したと考えられるテーマ設定がされており、対外関係史からの出題が目立ったことが特筆点としてあげられる。

## 問 1

正解は②。

ア・イ 朝鮮などから多く輸入されたのは木綿。木綿は、綿花・綿糸・綿布の総称。14世紀末に日朝貿易が開始されると、その主要な輸入品として大量にもたらされ、やがてそれまでの日常衣服だった麻・苧にかわるものとして庶民に普及していった。16世紀には三河で綿花の栽培が始まり、近世以降、三河は綿織物の主要生産地となった。

ウ 中世の貿易では、中国などへの輸出品の中心は銅であり、銀はむしろ輸入品だった。しかし、博多商人の神屋(谷)寿禎によって朝鮮からもたらされた灰吹法と呼ばれる精錬技術が、石見銀山をはじめ各地の銀山に導入されるなかで、近世初期の貿易において銀は重要な輸出品となった。17世紀初頭の日本の産銀量は、世界の総産銀量の3分の1にあたる年間約200トンにもものぼったという。

なお、金は日宋貿易などの輸出品だった。当時、金は奥州藤原氏の経済力を支えたことで知られるように、東北地方で産出した。

## 問 2

正解は⑤。

「江戸幕府がポルトガル船の来航を禁止する」措置は、「鎖国」体制構築の一環としてとられた。

Ⅲ 江戸幕府が「キリスト教を禁止し、宣教師や信徒を迫害し始めた」のは、1610年代。何をもって「迫害し始めた」と判断するかは悩ましいが、公的には幕領を対象に1612年に出された禁教令(翌年に全国を対象とされた)が目安になるだろう。とはいえ、「鎖国」体制を構築する目的の1つはキリスト教の禁止であるため、時期を特定できなくても、「迫害し始めた」といった表現から、「鎖国」体制の構築過程に関するⅠ・Ⅱよりも前の出来事だと判断できただろう。

Ⅰ 江戸幕府が「ヨーロッパ船の寄港地を平戸と長崎に限定した」のは、1616年。

「鎖国」体制の構築は、禁教だけでなく貿易の統制も目的とするものだった。

Ⅱ 「かつてキリシタン大名の領地であった島原・天草地域で、牢人・百姓による大規模な一揆が起きた」のは、1637年。

島原の乱(島原・天草一揆)が1638年に鎮圧されると、翌年にポルトガル船の来航が禁じられた(貿易をキリスト教布教と一体化させて展開していたスペインについては、すでに1624年にスペイン船来航禁止の措置がとられていた)。こうした情報を整理できていれば、「江戸幕府がポルトガル船の来航

を禁止するに至るまでに起きた出来事」の最後は、島原の乱についての選択肢文だと判断できたはずである。

## 問 3

正解は③。

X 誤文。教科書には、(1)明清交替の動乱がおさまると、長崎での貿易額は年々増加したこと、(2)幕府は輸入増加による銀の流出をおさえるため、1685 年にオランダ船・清船からの輸入額を制限したこと、などが記されていることから、「17 世紀末に中国からの来航船が減り、貿易額も減少したため、幕府が輸出増加策をとった」は誤りだと判断できたはずである。

Y 正文。江戸時代後期以降には、蝦夷地を産地とする干しあわび・いりこ・ふかひれといった俵物が、主要な輸出品とされた。なかでも、田沼意次が政治を主導していた時期に、俵物の輸出が奨励された。

## 問 4

正解は④。

④ 「今、白糖は讃岐を第一、阿波これに次ぎ、駿河・遠江・三河・和泉等またこれに次ぐ。黒糖、それ以前は薩摩より琉球産を渡すのみ。創製以来、紀伊・土佐を第一とし、和泉・駿河・遠江・三河その他もこれを産す」とされていたため、「一部の藩領でも白砂糖や黒砂糖が生産されていたことが読み取れる」は正しい。

① 史料 1 からは「長崎」に来航したオランダ船から砂糖がもたらされたこと、「黒糖、それ以前は薩摩より琉球産を渡す」といったことが記されているが、いずれも「史料 1 が書かれた頃」よりも前のことであることが読みとれる。また、「鎖国」体制のもとで、「異国と貿易を行っていた」とされる藩としては、己酉約条を締結して朝鮮との貿易を展開していた対馬藩があげられるが、対馬藩を通じて砂糖が輸入されていたことは読みとれないため、「異国と貿易を行っていたすべての藩を通じて砂糖が輸入されていた」は誤りだと判断できる。

② 史料 1 では、「幕府が管轄する薬園」(史料 1 の注)で砂糖が栽培され、各地で生産された経緯が記されているが、「幕府は砂糖の専売制を改め、自由な取引を容認していた」ことは読みとれないため誤り。

③ 史料 1 では「黒糖、それ以前は薩摩より琉球産を渡すのみ」とされていること、教科書では「薩摩藩は琉球産の黒砂糖を上納させた」などと記されていることから、「薩摩から琉球へ黒砂糖が輸出されるようになった」は誤りだと判断できる。

## 問 5

正解は③。

設問文では「史料 2 は、1835 年に作成された上野国桐生および下野国足利周辺の機織り屋に関する文書から一部を要約したもの」とされていた。

a 誤文。史料 2 では「これらの地域では約 50 年前から織物業が繁盛」とされていた。「約 50 年前」は 18 世紀後半にあたるため「これらの地域で独自の機織り技術が発展したのは、江戸時代初期から織物を専業とする者が集住していたから」は誤り。

b 正文。史料 2 では「これらの地域……他国からも糸を買い入れ、糸問屋がたくさん出来、機織り屋はそれぞれ機織り女などを大勢抱えて生業としている……自然と農業はなおざりになっている」とされていたため、「これらの地域では、19 世紀に織物業の専門化が進んでいたと考えられる」は正しい。

c 正文。「これらの地域で織物業が盛んになった時期」は、「約 50 年前」にあたる 18 世紀後半。「商品生産や流通の担い手となる豪農が経済的に成長した」のも、江戸時代後期にあたる 18 世紀後半頃である。なお、一部の教科書には、織物業などで豪農がマニファクチュア(工場制手工業)を展開していたことなどが記されている。

d 誤文。「幕府領では幕政改革により、新たに定免法による年貢増徴策が採用された」の幕政改革とは 18 世紀前半の享保の改革(「これらの地域で織物業が盛んになった時期」は 18 世紀後半であるため誤り)。

第 5 問

解答

- 
- 問 1  ④  
問 2  ②  
問 3  ④  
問 4  ②

## 解説

空欄補充問題、正誤を組み合わせる問題、4つの文から正文を1つ選ぶ問題、2つの文の正誤を判断する問題、がそれぞれ1問ずつ出題された。日本史探究部に所属する高校生の研究発表がテーマとなっており、来年度からの「歴史総合、日本史探究」という入試形態を意識したものだったと考えられる。2つのグラフを読みとる問題が出題されたが、シンプルな形式の問題を素早く処理し、ある程度時間をかけて取り組めれば、発表原稿からヒントを得るなどして正答を導くことは可能だったと思われる。また、2024 年度に新紙幣が発行されることから、多くの受験生が紙幣や銀行に関する問題への十分な対策をしてきたと思われる。問 3 の史料は比較的短く、焦らず丁寧に読み解くことで正答を選択できただろう。

## 問 1

正解は④。

ア 1858 年、日米修好通商条約をはじめ、日本はイギリス・フランス・オランダ・ロシアとも通商条約を締結した(安政の五カ国条約)。条約調印の翌 1859 年、長崎・横浜・箱館を貿易港として貿易が開始された(条約では開港地を神奈川としていたが、宿場町である神奈川は混乱が予想されたため、横浜へ変更)。日米修好通商条約では、神奈川・長崎・新潟・兵庫の開港が規定されたが、兵庫は神戸に変更されて 1867 年に、新潟は 1868 年に開港された。

イ 「明治時代になると洋服を着る習慣は、から次第に広まった」のに入るのは、官吏や軍人。空欄の直前には「日本人そもそも洋服の着始めは旧幕府 仏蘭西 式歩兵の制服にやあらん」とあったため、これをヒントにできたと思われる。また、洋服の着用が官吏や巡査からしだいに民間に広まったことは教科書に記されている。

資料集などには富岡製糸場の図が掲載されており、和服姿の工女が確認できるため、「官営模範工場の工女」は適合しないと判断できたと思われる。

## 問 2

正解は②。

X 正文。「グラフ 1 とグラフ 2 からは、艦船や小銃などの武器類の輸入額が増えたこと」が確認できる。「幕末期の日本で西洋式軍備の需要が高まっていた」ことは、「旧幕府 仏蘭西 式歩兵」からも正しいと判断できる。

Y 誤文。「グラフ 1 からグラフ 2」への「輸入総額」の変化は、1,514 万ドル(1865)から 2,167 万ドル(1867)への変化であり、輸入総額が増加したことが読みとれる。「関税率が引き上げ」られれば輸入は減少するといった、関税障壁に関する基本的な知識があれば、「グラフ 1 からグラフ 2 へと輸入総額が変化した背景には、欧米諸国の要求により関税率が引き上げられたことがある」は誤文と判断でき

たはずである。ただし、教科書を熟読していた受験生は、改税約書の知識から、「関税率が引き上げられた」は誤りだとすぐに気づいただろう。

日米修好通商条約などでは、協定関税制が採用された(関税自主権の欠如)。同条約の別冊である貿易章程では、輸入関税は平均約 20%で、1859 年の開港以来輸出超過だった。しかし、1866 年に調印された改税約書では輸入関税は一律5%とされ、翌 1867 年には輸入超過となった。

### 問 3

正解は④。

④ 史料では「華士族禄制変更のために、金禄公債一億七千余万円を発行せり。この公債証書をもって、国立銀行設立を申請する者<sup>おびただ</sup>夥しく、(中略)多数の乱立をみたり」とされていたため、「金禄公債証書をもとに、国立銀行を設立しようとする華族や士族が多く現れた」は正しい。ただし、秩禄処分についての基本的な情報を認識していれば、既存の知識で正文と判断できたと思われる。

① 国立銀行条例は、1872 年、大蔵官僚の渋沢栄一の尽力によって定められた。この条例では、民間出資による国立銀行の設立が認められ、国立銀行には紙幣発行権が与えられる一方、発行紙幣の兌換が義務づけられた(「正貨との兌換は義務付けられていなかった」は誤り)。

② 国立銀行条例の制定には、民間の財力を活用して、兌換紙幣の発行量を確保しようとする意図があったが、銀行券には兌換が義務づけられていたこともあり、国立銀行の設立は4行にとどまり、紙幣発行量について成果をあげるには至らなかった(「国立銀行の中では、第一国立銀行だけが政府から紙幣発行の権限を与えられた」は誤り)。そのため 1876 年に、国立銀行条例は改正され、発行紙幣に対する兌換義務は取り除かれた。

③ 史料では「政府の命令同様の<sup>しんよう</sup> 愆愆<sup>しんよう</sup>にて、三井組、小野組発起し、資本金二百五十万円の銀行を設立することとなり、(中略)国立銀行条例に準拠し、六年八月一日開業の式をあげ、(中略)これを第一国立銀行とす」とされていたため、「政府は、三井組と小野組が出資して設立した銀行に対抗するため、第一国立銀行を設立した」は誤り。

### 問 4

正解は②。

a 正文。1878 年、アメリカからフェノロサが来日し、東京大学で政治学、理財学、哲学史などを講義するようになった。美術に関心の強かったフェノロサは、日本美術に興味を持ち、当時衰退していた狩野派を擁護し、岡倉天心らとともに伝統美術の復興を訴えた。

b 誤文。「政教社を組織して、表面的な西洋化を批判した」のは、三宅雪嶺ら。1880 年代後半、三宅雪嶺、志賀重昂ら政教社の雑誌『日本人』(1888 年創刊)は、当時政府によって推進されていた欧化主義に反対して、国粹保存主義を唱道した。

加藤弘之は、1873 年に結成された啓蒙思想団体である明六社に参加した人物。

c 誤文。フランスの法学者ポアソナードは、1873 年、明治政府に御雇い外国人として招聘され、1880 年に刑法・治罪法、民法を起草した（「ドイツ民法を模範」は誤り）。1890 年に公布された民法は 1893 年に施行が予定されていたが、ドイツ法学系の権威であった穂積八束は論文『民法出デ、忠孝亡ブ』を発表し、個人主義的で日本の家族制度に適合しないとしてその施行に反対した。一方、フランス法の研究にあっていた梅謙次郎はポアソナードが起草した民法案を支持した（民法典論争）。結局、1892 年にポアソナード起草による民法の施行延期が可決され、1898 年、ドイツ法学の影響を受け、戸主権の絶対性を強調した民法が施行された。

d 正文。太陽暦が採用されても、農漁業との関係から、旧暦が併用されたことなどは、多くの教科書に記されている（「明治政府は、旧暦〔太陰太陽暦〕を廃して太陽暦を採用したが、都市部に比べて農村部では旧暦使用の慣習が長く残った」は正しい）。

第 6 問

解答

---

問 1	26	⑤
問 2	27	④
問 3	28	③
問 4	29	①
問 5	30	③
問 6	31	④
問 7	32	②

## 解説

史料の組み合わせ問題, 4つの文から正文を1つ選ぶ問題, 2つの文の正誤を判断する問題, 正誤を組み合わせる問題, 4つの文から誤文を1つ選ぶ問題, 年代整序問題, 空欄補充問題, がそれぞれ1問ずつ出題された。特筆点として, 3つの史料の組み合わせを選ぶ問題が出題されたことがあげられるが, 全体的にシンプルな形式の問題が目立った。

## 問 1

正解は⑤。

X 「ワシントン会議で調印された条約の一部分」は, 「主力艦建造計画を廃止」を規定したワシントン海軍軍縮条約の一部である史料 3。

Y 「ワシントン会議で廃棄された条約の一部分」は, 日英同盟協約の一部である史料 1 の「両締盟国のどちらかが自ら挑発せずに(中略)その領土権や特殊利益を防護するために交戦する時は(中略)他の一方の締盟国は(中略)協同して戦闘に当り, 講和も同様に両締盟国が合意した上で行う」。ワシントン会議では四カ国条約が結ばれ, 史料 1 の日英同盟協約の終了が同意された。

## 問 2

正解は④。

「不戦条約の締結(1928年)」は, 田中義一内閣時の出来事。

④ 1925年, 加藤高明内閣時に制定された普通選挙法にもとづく最初の衆議院議員総選挙は, 1928年, 田中内閣時に実施された(「25歳以上の男性に選挙権が, 30歳以上の男性に被選挙権がある最初の総選挙を実施した」は, 「この条約に調印した内閣について述べた文」として正しい)。

① 「幣原喜重郎を外相に起用し, 列強との協調を重視する外交を展開するとともに, ソ連との国交を樹立した」のは, 加藤高明内閣。ソ連との国交は, 日ソ基本条約の締結によって樹立された。

② 「無政府主義者の青年が虎ノ門(虎の門)付近で摂政宮(皇太子)を狙撃した事件の責任をとって総辞職をした」のは, 第2次山本権兵衛内閣。虎の門事件は, 1923年に発生した。

③ 「アメリカによる共同出兵の提唱を受けて, 同国およびイギリス・フランスとともにシベリア方面に出兵した」のは, 寺内正毅内閣。同内閣は, 1917年のロシア革命を受け, 翌年にシベリア・北満洲への派兵を決定した。

## 問 3

正解は③。

X 誤文。史料 4 では「満鉄以外の鉄道保護は, 主として中国側の警察ないし警察的軍隊に当たらせる」とされていた(「満鉄の警備を中国側に任せる」は誤り)。

Y 正文。史料 4 では「それぞれの措置の実行にあたっては、つとめて国際法ないし国際条約抵触を避け、特に満蒙政権問題に関する措置は九カ国条約などの関係上、できる限り中国側の自主的発意に基づいたような形式にするを可とす」とされていたため、「日本政府内では中国に関する問題について既存の条約などに違反しない方針が検討されていた」は正しい。

## 問 4

正解は①。

a 正文。1936 年、日本(広田弘毅内閣)は、同年 11 月に、反ソ連・反共産主義を目的に日独防共協定を結び、ドイツに接近した。さらに翌年には、イタリアが防共協定に参加して日独伊三国防共協定が締結された(第 1 次近衛文麿内閣)。この協定は、1940 年 9 月の日独伊三国同盟(第 2 次近衛文麿内閣)の締結につながった。国際的に孤立していた三国は、反ソ連・反共産主義の立場で結束し、枢軸陣営が成立した(「既存の国際秩序に批判的なドイツやイタリアに接近した」は正しい)。

b 誤文。第 1 次近衛文麿内閣時の 1937 年 7 月の日中戦争開戦後、日本軍は 12 月に首都南京を占領したが、国民政府の首都は南京から武漢、さらに奥地の重慶へと移転した。日本国内では、南京陥落により戦勝気分がみなぎると強硬論が優勢となった。こうした情勢のなかで、1938 年 1 月に「国民政府を相手とせず」とする近衛声明が出された。これにより、日本は和平の可能性をみずから断ち切ることとなった(「重慶の国民政府を『対<sup>あいて</sup>手』とする声明を出して、日中関係を改善した」は誤り)。

c 正文。日ソ中立条約は、1941 年、第 2 次近衛文麿内閣の外相松岡洋右とソ連のモロトフ外相とのあいだで、モスクワで調印された。中立友好や不可侵などを内容とし、有効期限は 5 年とされた。同条約は、「北方の安定を確保して南進政策を進める」意図のもとで締結された。

d 誤文。日中戦争が長期化していた 1939 年 2 月、日本軍はアメリカやイギリスなどが重慶を拠点としていた蒋介石に支援物資を送るための援蔣ルートのうち、仏印(フランス領インドシナ)経由のルートを遮断するために、中国南部の海南島を占領した。また、日独間の軍事同盟締結の動きが伝えられるなかで、同年 7 月、アメリカは日米通商航海条約の廃棄を日本に通告した(翌 1940 年 1 月に失効、「日本は日米通商航海条約の廃棄を通告した」は誤り)。

## 問 5

解は③。

③ 戦争から解放された国民のあいだでは大衆文化が広がった。そうした事例として、歌謡曲では(1)「リンゴの唄」が大流行したこと、(2)美空ひばりが登場したこと、などがあげられる(「戦時期の抑圧的な風潮が継続し、明るくのびやかな歌謡曲は日本政府によって規制された」は誤り)。

① 1946 年 1 月、民主化政策の一環として、戦争犯罪人・陸海軍軍人・超国家主義者・大政翼賛会の有力者らの公職追放が指令された。以後、1948 年 5 月までに各界指導者約 21 万人が戦時中の罪を

問われて職を追われた(「占領軍によって、軍人や政治家など戦争中の責任を問われた人物が公職から追放された」は正しい)。

② 教育の民主化を進めるため、1946年3月、GHQの招請によってアメリカ教育使節団が来日した。その勧告にもとづいて、翌1947年、教育の機会均等・義務教育9年制などを規定した教育基本法、六・三・三・四制の新学制を規定した学校教育法が制定された。

④ 民主化方針のもと、思想や言論の自由は認められたが、占領軍に対する批判は禁止された(「日本政府による言論統制が解かれ、政治批判を含む言論が盛んになる一方で、占領政策に対する批判は禁止された」は正しい)。

占領政策などに対する批判は、1945年9月に公布されたプレス=コード(日本に与うる新聞遵則)や同時期のラジオ=コード(日本に与うる放送遵則)で禁じられた。

## 問 6

正解は④。

Ⅱ 「アメリカから経済的援助を受けるとともに、自衛力を増強する義務を負う協定」は、1954年に締結されたMSA協定。

Ⅲ 「在日アメリカ軍の『極東』での軍事行動に関する事前協議を定めた条約」は、1960年に締結された日米相互協力及び安全保障条約(新安保条約)。

I 「アメリカが『琉球諸島』の権利を放棄する協定」は、1971年に締結された沖縄返還協定。

## 問 7

正解は②。

ア 1951年9月、サンフランシスコ講和会議が開催され、サンフランシスコ平和条約が調印された。条約は翌1952年に発効し、日本は国際社会への復帰を果たすことになった。会議への招請を受けた国々の中でも、ユーゴスラヴィア・インド・ビルマ(現、ミャンマー)は会議への参加を拒否し、ソ連・ポーランド・チェコスロヴァキアは会議に参加したものの、条約の内容に反対して調印を拒否した。また、中国については、北京の中華人民共和国も台湾の中華民国も、ともに会議には招かれなかった。

イ 「1972年」、日本と中華人民共和国が両国間の「不正常な状態」を終結させるために調印したのは、日中共同声明。

1951年、サンフランシスコ講和会議には、中華人民共和国および中華民国は両方とも招請されなかったが、日本はアメリカの意向を受けて、1952年、台湾の中華民国と日華平和条約を締結した。しかし、アメリカのニクソン政権は、泥沼化したベトナム戦争を終結させるために中華人民共和国との関係を改善しようとした。1971年、ニクソン大統領は北京訪問計画を発表し、翌年に訪中して米中の敵対関係を終了させた。ニクソン大統領の訪中計画を事前に知らされていなかった日本政府(佐藤栄作内閣)は、大きな衝撃を受けた(ニクソン=ショック)。

こうしたなかで、1972 年9月、田中角栄首相が訪中して日中共同声明を発表し、日中国交正常化が実現した。日本は中華人民共和国を「中国で唯一の合法政府」とすると認めたため、日華平和条約は廃棄された。中華人民共和国との国交正常化が実現したことによって台湾の中華民国(国民政府)との国交は断絶した。

日中共同声明では、友好条約締結の交渉を行うことを確認しており、福田赳夫内閣の1978年、北京で日中平和友好条約に調印した。